一般事業主行動計画

社会福祉法人　岡山中央福祉会

女性職員が多い当法人において、仕事と育児が両立できる雇用環境を一層進めていくとともに、全職員が能力を十分発揮できるようにするため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間　　令和６年４月１日から令和８年３月 31 日
2. 内　　容

（1）　子育てを行う労働者の職業生活と家庭生活との両立を支援するための雇用環境の整備

目　標　1　　育児休業等に関する法や諸制度についての全職員への周知

＜対　策＞・制度に関する法人内パンフレットを新入職員へ配布
・就業規則、育児休業及び介護休業について管理者への周知
・制度利用に関する相談窓口の設置。
・内閣府企業主導型保育園を休業者へ情報提供、優先的受入れの依頼

目　標　2　　男性職員の育児休業取得を推進する。

＜対　策＞・制度取得促進のための情報提供（リーフレット作成）
・制度利用に関する窓口の設置。

（2）　働き方の見直しに資する多様な労働条件の整備

目　標　3　　年次有給休暇の取得促進(一人当たり年間平均７日以上)

＜対　策＞・平均取得日数日を期間中に７日以上にするため、
有給の取りやすい職場環境を推進する。
・施設・事業所ごとに有給管理を徹底し、関心を高める。
・施設・事業所によって差があるため、（年 5.0 日～12.3 日）少なくとも
最低３日以上に差を減少させる。

目　標　4　　ノー残業デーの設定と所定外労働の削減

＜対　策＞・2023 年度現状　MAX　２４時間／月　平均４時間／月を、
MAX　24 時間／月　　平均３時間／月にするため業務改善を行う。
・業務改善と合わせて週に１度、ノー残業デーへの取組を推進する。
・事前の時間外勤務申請承認書での承認を徹底する。
・三六協定の内容を各職場に掲示する。

（3）　次世代育成対策支援に関する事項

目　標　5　　実習生の受け入れ、トライアル雇用等を通じた雇入れの促進

＜対　策＞　・実習生受入体制の整備（受入窓口、指導担当責任者の設置）
・管理者にトライアル雇用制度の周知を行う。

目　標　6　　「子ども参観日」の実施

＜対　策＞　・保護者である労働者の働いているところを子どもが長期休暇中に実際に見ることができるよう、企画し案内を行い実施する。